

沖縄県指定末吉鳥獣保護区計画書

【存続期間の更新】

令和8年9月26日

沖縄県

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

末吉鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

那覇市首里末吉町1丁目149番地4の西端を起点として北進し花見橋と同市首里末吉町1丁目173番地14の交点に至り、同所から安謝川沿いに北西に進み同市首里末吉町1丁目175番地4の北端に至り、同所から安謝川を横断し北進し同市首里末吉町1丁目64番地2の西端に至り、同所から安謝川沿いに東進し同市首里末吉町1丁目62番地2の西端に至り、同所から北進し同市首里末吉町1丁目66番地の交点に至り、同所から西進し同市首里末吉町1丁目66番地の西端に至り、同所から北東に進み同市首里末吉町1丁目124番地の南端に至り、同所から北西に進み同市首里末吉町1丁目131番地の西端に至り、同所から北東に進み同市首里末吉町1丁目27番地の西端に至り、同所から北東に進み同市首里末吉町1丁目28番地の西端に至り、同所から北東に進み同市首里末吉町1丁目19番地1の北端に至り、同所から同市首里大名町1丁目と同市首里末吉町1丁目との境界線を尾根沿いに南東に進み同市首里末吉町1丁目7番地と同市首里大名町1丁目150番地の北端に至り、同所から南西に進み同市首里末吉町1丁目6番地の南端に至り、同所から南東に進み同市首里末吉町1丁目3番地1の東端に至り、同所から安謝川を南に横断し同市首里儀保町4丁目79番地8の交点に至り、同所から東進し同市首里儀保町4丁目18番地1の東端に至り、同所から県道宜野湾南風原線沿いに南進し同市首里儀保町4丁目15番地4の南端に至り、同所から途中末吉公園と儀保公民館との境界を通過し西進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の存続期間

令和8（2026）年9月26日から令和27（2045）年10月31日まで（19年1月5日間）

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、全域が那覇市の都市公園区域で、中央部を東側から西側へ安謝川（2級河川）が流れており、北側の丘陵には国指定史跡の末吉宮跡がある。

公園内では、リュウキュウオオコノハズク、アオバズク、コゲラ、シロハラ、オリエントオコウモリをはじめとする多様な鳥獣が生息・利用しており、鳥獣の保護及び鳥獣保護思想の普及啓発上重要な区域である。

このように、当該区域は、市街地にある鳥獣の休息地及び採餌の場であり、また、市民が自然とふれあう憩いの場となっていることから、当該区域を身近な鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・沖縄県鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為や、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活

動等に取り組む。

- ・鳥獣の生息環境を脅かすような外来種の対策については、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した活動等に取り組む。

3 鳥獣保護区の面積内訳

別表 1 のとおり

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は、那覇市の北西にあって、首里末吉町 1 丁目及び首里儀保町 4 丁目の一部の区域からなる。

イ 地形、地質等

当該区域は、東西を流れる安謝川を挟んで段丘状の地形になっている。高い所には琉球石灰岩が分布し、低い所は泥岩層あるいは風化土壌であるジャーガルがみられる。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、一部、常緑広葉樹林帯の自然植生で、丘陵上にクスノハカエデ、ホルトノキ、ヤブニッケイ、ホソバムクイヌビワ等が占め、また、川沿いの泥岩地には、アカギやオオバギが優先する林分がみられる。その他、シュロやダイオウヤシ等が植えられ、公園内の整備された芝地が随所にみられる。

エ 動物相の概要

鳥類では、6 目 14 科 19 種が確認されており、スズメ目（10 種）が最も多く、人為的環境に適応した種として、メジロやシジュウカラ、ヒヨドリ等がみられる。また、哺乳類では、2 目 3 科 4 種が確認されているおり、これら鳥獣類の多くが採餌及び休息の場として当該区域を利用している。

「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 第 3 版（動物編）」において、鳥類では、サシバ及びリュウキュウオオコノハズクが絶滅危惧Ⅱ類に、哺乳類では、リュウキュウウビナガコウモリが絶滅危惧ⅠB 類に区分されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり

イ 哺乳類

別表 3 のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域内やその周辺には農耕地がなく、また、水産養殖場がないことから鳥獣による農林水産物の被害の報告はない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- | | | |
|--------------|-------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | | 4 本 |
| (2) 案内板基 | } (必要に応じ設置) | 基 |
| (3) 給水器基 | | 基 |
| (4) 給餌台 | | 基 |
| (5) 巣箱台 | | 台 |
| (6) その他 | | |

7 存続期間更新の理由

当該区域は、市街地において絶滅危惧種や人為的環境に適応した鳥獣の休息地及び採餌の場となっており、また、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として重要であることから、引き続き鳥獣保護区に指定する必要がある。

8 参考事項

- (1) 当初指定
昭和 61 年 9 月 26 日（昭和 61 年 9 月 26 日 告示第 1485 号）
- (2) 経緯
平成 18 年 9 月 26 日（平成 18 年 9 月 22 日 告示第 3491 号）存続期間の更新

(別表 1)

末吉鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積	既 存 面 積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積	既 存 面 積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積
総面積	19 ha	- ha	19 ha	19 ha	- ha	19 ha	- ha	- ha	- ha
林 野	15.4 ha	- ha	15.4 ha	15.4 ha	- ha	15.4 ha	- ha	- ha	- ha
農耕地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
水 面	1 ha	- ha	1 ha	1 ha	- ha	1 ha	- ha	- ha	- ha
その他	2.6 ha	- ha	2.6 ha	2.6 ha	- ha	2.6 ha	- ha	- ha	- ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積	既 存 面 積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積	既 存 面 積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積
国有地	0 ha	- ha	0 ha	0 ha	- ha	0 ha	- ha	- ha	- ha
国有林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
林野庁所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
制限林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
文部科学省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
国有林以外の国有地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
農林水産省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
財務省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
国土交通省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
環境省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
地方公共団体所有地	17.60 ha	- ha	17.60 ha	17.60 ha	- ha	17.60 ha	- ha	- ha	- ha
都道府県所有地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
制限林地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
市町村所有地等	17.6 ha	- ha	17.6 ha	17.6 ha	- ha	17.6 ha	- ha	- ha	- ha
制限林地	0.5 ha	- ha	0.5 ha	0.5 ha	- ha	0.5 ha	- ha	- ha	- ha
保安林	0.5 ha	- ha	0.5 ha	0.5 ha	- ha	0.5 ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	3.7 ha	- ha	3.7 ha	3.7 ha	- ha	3.7 ha	- ha	- ha	- ha
その他	13.4 ha	- ha	13.4 ha	13.4 ha	- ha	13.4 ha	- ha	- ha	- ha
私有地等	0.4 ha	- ha	0.4 ha	0.4 ha	- ha	0.4 ha	- ha	- ha	- ha
制限林地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	0.4 ha	- ha	0.4 ha	0.4 ha	- ha	0.4 ha	- ha	- ha	- ha
公有水面	1 ha	- ha	1 ha	1 ha	- ha	1 ha	- ha	- ha	- ha
計	19 ha	- ha	19 ha	19 ha	- ha	19 ha	- ha	- ha	- ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積	既 存 面 積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積	既 存 面 積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積
自然環境保全法による地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
特別地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
自然公園法による地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
特別保護地区	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
特別地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
文化財保護法による地域	1.21 ha	- ha	1.21 ha	1.21 ha	- ha	1.21 ha	- ha	- ha	- ha
都市公園法による地域	19 ha	- ha	19 ha	19 ha	- ha	19 ha	- ha	- ha	- ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に () 書きで上段に記載する。

(別表 2)

目	科	種・亜種	種の指定等	備考
ハト	ハト	○ キジバト		留鳥
		○ ズアカアオバト		留鳥
タカ	タカ	○ <u>サシバ</u>	国 VU、県 VU	旅鳥・冬鳥
		ツミ		留鳥
フクロウ	フクロウ	アオバズク		留鳥
		<u>リュウキュウオオコノハズク</u>	国 DD、県 VU	留鳥
ブッポウソウ	アカショウビン	アカショウビン		不定期
キツツキ	キツツキ	○ コゲラ		留鳥
スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ		夏鳥
	カラス	ハシブトガラス		留鳥
	シジュウカラ	○ シジュウカラ		留鳥
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ		留鳥・冬鳥
		○ シロガシラ		外来
	ツバメ	ツバメ		不定期繁殖
	ウグイス	○ ウグイス		留鳥
	メジロ	○ メジロ		留鳥・冬鳥
	ツグミ	○ シロハラ		冬鳥
	セキレイ	キセキレイ		冬鳥
ハト	ハト	○ カワラバト (ドバト)		外来
合計 6 目	14 科	19 種		

(注)

- データは鳥獣類の生息状況調査及び鳥獣保護区検討業務（令和 7 年度）等に拠った。
- 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、「日本鳥類目録改訂第 8 版（2024 年 9 月発行）」（日本鳥学会）に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国：環境省第 5 次レッドリスト
 VU：絶滅危惧Ⅱ類、DD：情報不足
 県：改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生動物 第 3 版（動物編）（平成 29 年改訂）
 VU：絶滅危惧Ⅱ類
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣（平成 16 年度調査及び令和 7 年度調査の両方において確認できた種とした）。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に規定される希少鳥獣。
- 備考欄には、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、不定期（毎年ではなく不定期に記録される鳥）、不定期繁殖（不定期に繁殖が記録されている鳥）、外来の別を記載した。区分は日本鳥類目録改訂第 8 版の記載内容に拠った。

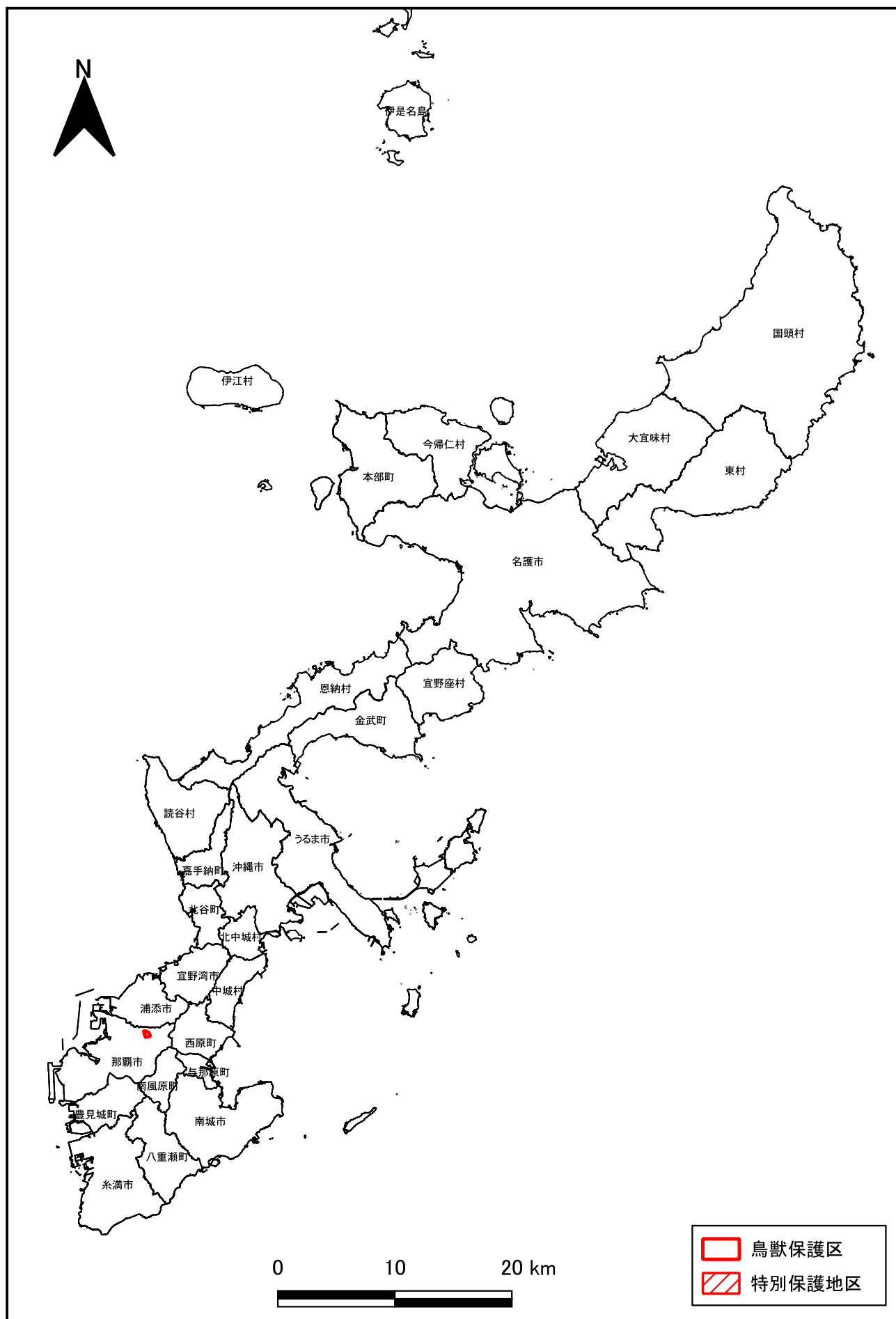
(別表 3)

目	科	種・亜種	種の指定等	備考
真無盲腸	トガリネズミ	ワタセジネズミ	国 NT、県 NT	
		○ ジャコウネズミ	県 DD	
翼手	オオコウモリ	○ オリイオオコウモリ	県 NT	
	ヒナコウモリ	<u>リュウキュウコビナガコウモリ</u>	国 EN、県 EN、国内希少	
合計	2 目	3 科	4 種	

(注)

- データは鳥獣類の生息状況調査及び鳥獣保護区検討業務（令和 7 年度）等に拠った。
- 哺乳類の目・科・種（和名）及び配列は、「世界哺乳類標準和名リスト 2021 年度版」（日本哺乳類学会）に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国：環境省レッドリスト 2020
 EN：絶滅危惧 I B 類、NT：準絶滅危惧
 県：改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生動物 第 3 版（動物編）（平成 29 年改訂）
 EN：絶滅危惧 I B 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
 国内希少：国内希少野生動植物種
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣（平成 16 年度調査及び令和 7 年度調査の両方において確認できた種とした）。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に規定される希少鳥獣。

沖縄県指定 末吉鳥獣保護区及び同特別保護地区位置図



沖縄県指定末吉鳥獣保護区及び同特別保護地区区域説明図

